

シリーズ『みんなの力で命と暮らしを守る
～防災計画が目指すもの』②

大規模な自然災害への備え



今回は、市が作成した地域防災計画の目的に加え、市民の皆さんに求められる役割等について紹介しました。今回は、災害発生時の場面を想定して、市民の皆さんがどのような行動をとればよいのか、行動の一例を示すとともに、関連する防災計画の内容や普段からの対策について紹介します。

《問合せ》 防災課防災係

大規模な風水害のおそれがあるときの皆さんの主な行動

◆豪雨等に備え、各家庭で次のような備えを！

- ① 防災無線戸別受信機を予め高いところへ移動させる。
- ② 避難に備えて、非常持出し品を準備する。
- ③ 貴重品などは2階以上に移動させる。

◆気象情報や市からの情報に注意を！

- ① テレビ、ラジオ、インターネットなどで気象情報を収集する。
- ② 防災無線（有線）放送、携帯メール（とよおか防災ネット）、消防団等を通じての市からの防災情報に注意する。

◆高齢者や障害のある方へも声をかけて！

- ・ 近所の高齢者や障害のある方にも声をかけ、情報を教えてあげる。
- ◆ 早めの避難を！
- ・ 危険を感じたら、早めに避難する。



大規模な風水害における防災計画に定めるそれぞれの役割

◆情報収集・伝達、応急活動体制の確立

気象状況や災害情報に基づき、市では災害対策本部等を設置するなど、必要な体制をとります。区、自主防災組織、事業者の皆さんは情報伝達体制や防災資機材の確認をします。

◆避難の呼びかけ

市では災害の警戒段階において、避難に関して次の情報を発令します。

- ① 避難準備情報（避難の準備を求めるもの。高齢者や障害のある方、小さい子どものある方など要援護者は避難を開始する）
- ② 避難勧告（避難の開始を求めるもの）
- ③ 避難指示（避難の完了を求めるもの。避難所まで移動できない場合は、自宅や付近の高い場所に移動する）

◆水防活動

越水（増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出すこと）等の危険があるとき、市は、区または消防団を通じ

て自主防災組織にも協力を要請します。

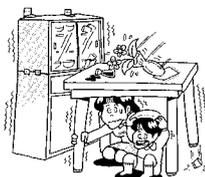
◆災害時要援護者支援

市は、災害時要援護者支援班を置き、対策をとります。区や自主防災組織においては、登録台帳や独自データにより要援護者を把握し、避難誘導や安否確認を行います。

大規模な地震が発生したときの皆さんの主な行動

◆わが身と家族を守る！

堅固な建物内では、頭を保護し、丈夫なテーブルや机の下にもぐる。揺れの最中や直後に屋外に飛び出すのは危険です。古い木造建物内の場合には直ちに屋外へ避難した方が良い場合もあります。



◆海岸部では津波に注意！

すぐに高台等に避難する。

◆地域で協力して救出を！

隣近所、特に一人暮らしの高齢者などの無事を確認するとともに、地域で協力して救出活動を行います。救出困難な場合は、消防や警察に救助を要請してください。

大規模な地震における防災計画に定めるそれぞれの役割

◆情報収集・伝達、応急活動体制の確立

震度に応じ、市では災害対策本部等を設置するなど、必要な体制をとります。区、自主防災組織、事業者の皆さんは情報伝達体制や防災資機材の確認をします。

◆避難の呼びかけ

避難に関する発令意図は風水害と同じですが、避難準備情報はありません。

◆救出活動

消防や警察、消防団、区、自主防災組織、建設業者、住民、事業所等が連携して救出活動を実施しますが、それだけでは対応が困難な場合は、市では緊急消防援助隊や自衛隊の派遣を要請します。

◆自主防災、自衛防災組織の取組み

市では、自主防災活動を支援します。また、事業所では、従業員や利用者等の安全確保の面から、自衛防災組織の整備に努めます。

